



鳥取県公報

平成 24 年 5 月 29 日 (火)
第 8 3 9 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県税の収納事務の委託 (382) (税務課) 2
	基本測量の実施 (3件) (383~385) (技術企画課) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (386) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (387) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (388) (西部総合事務所農林局) 4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (389) (日野総合事務所県民局) 4
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (4) 5
	水産動物の採捕の禁止に関する指示 (5) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 6
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育センター) 8

告 示

鳥取県告示第382号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、平成24年度から26年度までにおける県税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託契約の相手方
地銀ネットワークサービス株式会社
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社ローソン
株式会社ファミリーマート
株式会社サークルKサンクス
株式会社デイリーヤマザキ
ミニストップ株式会社
株式会社ポプラ
株式会社ココストアイースト
株式会社スリーエフ
株式会社セーブオン
株式会社ココストア
国分グロースーズチェーン株式会社
株式会社セイコーマート
株式会社しんきん情報サービス
- 2 委託年月日
平成24年 3 月 5 日

鳥取県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 5 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間 平成24年 5 月25日から平成25年 3 月29日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測

量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成24年8月1日から平成25年2月29日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡大山町及び南部町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第385号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成24年7月1日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第386号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月29日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社うおーく	あっとほーむデイサービスセンター	八頭郡八頭町郡家76-35	平成24年5月17日	通所介護

鳥取県告示第387号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月29日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
株式会社ハピネ ライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパース テーション雲山	鳥取市興南町124	居宅介護、重 度訪問介護	平成24年5月 14日

鳥取県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年5月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 幸 泰 米子市上福原三丁目3-55
 " 山 川 晴 央 米子市上福原六丁目12-27
 " 井 上 万 吉 男 米子市東福原六丁目14-45
 " 大 太 敬 二 米子市西福原六丁目13-23
 " 大 田 節 夫 米子市西福原八丁目1-7
 " 永 見 通 浩 米子市両三柳2120-1
 監 事 竹 本 俊 雄 米子市上福原二丁目2-18
 " 生 林 隆 輝 米子市西福原九丁目1-32
 平成24年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 幸 泰 米子市上福原三丁目3-55
 " 山 川 晴 央 米子市上福原六丁目12-27
 " 井 上 万 吉 男 米子市東福原六丁目14-45
 " 大 太 敬 二 米子市西福原六丁目13-23
 " 大 田 節 夫 米子市西福原八丁目1-7
 " 永 見 通 浩 米子市両三柳2120-1
 監 事 竹 本 俊 雄 米子市上福原二丁目2-18
 " 生 林 隆 輝 米子市西福原九丁目1-32
 平成24年4月6日就任 任期 4年

鳥取県告示第389号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年7月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年5月29日

鳥取県日野総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成24年 5 月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人フォレストアカデミージャパン
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
矢田 治美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
日野郡日南町下石見1843-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、日南町及び日野川流域等において森林・林業・木材産業に携わる者及び関連する事業者等に対し、地域産業の育成及び雇用機会の拡充支援、地域の森林資源の利活用と関連シーズの研究・開発並びに宣伝活動等の支援を行うほか、適正な森林環境の保全・整備をすすめることを通じて、広く森林・林業・木材産業の活性化と地域住民にとって豊かな環境のまちづくりに寄与することを目的とする。また、都市住民との幅広い地域間交流を通して山村地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
特定非営利活動種類及び活動事業の追加

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成24年 5 月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成24年 6 月 1 日から 同月30日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成24年 6 月 1 日から 同月30日まで

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 5 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成24年 5 月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
 - (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合
- 2 指示期間
- 平成24年6月1日から平成25年5月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年5月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
デジタルX線テレビシステム整備業務 一式
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年9月28日（金）
- (4) 納入場所
倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院中央放射線室
- (5) 入札書の記載方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年6月12日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成24年5月29日（火）から同年7月10日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の医療機器の修理業の許可を受けている者であること。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

と。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課

電話 0858-22-8181 (内線2222)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成24年5月29日(火)から同年6月13日(水)までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81952>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成24年5月29日(火)から同年6月13日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年7月10日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。)

イ 場所

鳥取県立厚生病院第1会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年6月19日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規

則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Digital Radiography and Fluoroscopy System with FPD, 1 set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 19 June, 2012

(3) Date and Time for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 10 July, 2012

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 1 : 00 PM, 10 July, 2012

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL 0858-22-8181 ex. 2222

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育情報通信ネットワーク機器更新整備業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成29年8月31日まで。ただし、次に掲げる業務は、それぞれに定める期間とする。

ア システム納入 契約締結日から平成24年8月31日まで（この期間内にシステムを完全に稼働させるものとする。）

イ 賃貸借及び保守 平成24年9月1日から平成29年8月31日まで

(4) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(3)のア及びイに掲げる業務の費用の合計額を(3)のイの期間(60月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年5月29日(火)から同年7月9日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器及び役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年6月5日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ 平成24年5月29日(火)から同年7月9日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

オ 1の(3)のアの業務を履行することができる者であって、保守、点検、修理その他のアフターサービスを求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のア、イ、エ及びキの全てに該当すること。

イ 競争入札参加資格のうち、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている構成員が1名以上であり、かつ、役務の情報処理サービスに登録されている構成員が1名以上であること。

なお、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年6月5日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- ウ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。
- エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局鳥取県教育センター

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育委員会事務局鳥取県教育センター

電話 0857-28-2321

電子メールアドレス kyoikucenter@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年5月29日(火)から同年6月18日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月19日(火)の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成24年7月9日(月)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成24年6月19日(火)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を

県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で、鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をしたものを落札者とするところがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : An information education training system to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 12 : 00noon, 19, June, 2012

(3) Time-limit for submission of tenders : 1 : 30 PM, 9, July, 2012

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 12 : 00noon, 9, July, 2012

(5) Contact point for the notice : Office of Tottori education center , 5-201 Koyamacho-kita
Tottori-shi Tottori-ken 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-2321